一般型(介護予防)特定施設 入居者生活介護 運営規程

一般型(介護予防)特定施設入居者生活介護運営規程

社会福祉法人愛光会が開設する「胎内やすらぎの家」一般型指定特定施設入居者生活介護事業所(以下「事業所」といいます。)が行う指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 1条 要介護状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定特定 施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2条 指定特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
 - 2 安定的かつ継続的な事業運営に努める。
 - 3 指定特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者 の他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め るとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

- 第 3条 事業所の名称所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 「胎内やすらぎの家」一般型特定施設入居者生活介護事業所
 - (2) 所在地 新潟県胎内市熱田坂字長崎野881番地86

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1人(常勤、特別養護老人ホームと兼務)

(2)生活相談員 1人(常勤)

(3)看護職員(4)介護職員7.8人以上(常勤換算)

(5)機能訓練指導員 1人(看護職員と兼務)

(6)計画作成担当者 1人(介護職員と兼務)

- 2 前項各号に掲げる従業者の職務の内容は、次のとおりとする。
- (1)管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員

利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(3)看護職員

利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(4)介護職員

利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

(5)機能訓練指導員

利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6)計画作成担当者

利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入所定員及び居室数)

- 第 5条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとします。
 - (1) 入所定員 60人

なお、従業者の員数の算定基礎とした利用者の数は、24人(要介護者)

(2)居室数

2人部屋 17室

個室 26室

(静養室 3室)

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第 6条 指定特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者等3人(又は要支援者①10人)に1人の介護職員等を配置し、夜間においては、夜勤者を置いて介護を提供する。

(利用料その他の費用の額)

- 第 7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令に定める額とする。
 - 2 利用者の希望による日常生活に必要な身の回り品の購入費用、教養娯楽に 係る費用。
 - 3 インフルエンザ予防接種等の費用。
 - 4 クリーニング店に依頼する、私物のクリーニング費用。
 - 5 第2項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続)

- 第 8条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。
 - (1) 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への 入居に関する記載がある場合。
 - (2) 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合。
 - (3) その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合。

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第 9条 施設の利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、 入所及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって 締結する。
 - 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
 - 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を 講じる。
 - 4 平時から備蓄品の確保、初動対策、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。
 - 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

- 6 身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
- 7 利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的に 開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
 - ② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。
 - ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会で協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告し、再発防止に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っている時に、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、その家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

(非常災害時の対策)

- 第11条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を置いて、消防計画を作成すると ともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。
 - (1) 消火、通報及び避難の訓練(年間2回)。
 - (2) 消防施設、設備等の点検及び整備。
 - (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督。
 - (4) その他防火管理上必要な業務。
 - 2 必要品の備蓄、緊急時の対応、地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従 業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの 苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて 調査を実施し、苦情解決実施要領に基づき改善の措置を講じ、利用者及び 家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 - 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
 - 4 事故発生の防止のため委員会を開催し、職員に対する研修を定期的に(年 2回以上)に実施する。
 - 5 上記の措置を適切に実施するため、安全対策担当者を置く。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
 - 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所で介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、そのための業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人「愛光会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 3 利用者に対する処遇に直接携わる職員に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させる。但し、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者などの資格を有する職員を 除く。

附 則

この規程は、新潟県知事の指定を受けた日から施行する。

(平成27年5月25日)

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

(平成28年5月24日)

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年5月31日)